

令和 6 年度指導監査の 主な指摘事項とポイント



練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。詳細については、
所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

説明内容

1 運営・管理の主な指摘事項とポイント

2 会計の主な指摘事項とポイント



理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。

7 法人

POINT

1. 候補者がどの要件に該当する者か、評議員会で示して選任する。
2. 法に定められた要件で選任する。

【法に定められた要件】

- ①社会福祉事業の経営に識見を有する者
- ②事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③施設の管理者 ※施設を経営する法人のみ



 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。

7 法人

POINT

1. 候補者がどの要件に該当する者か、評議員会で示して選任する。
2. 法に定められた要件で選任する。

【法に定められた要件】

- ①社会福祉事業について識見を有する者
- ②財務管理について識見を有する者



【参考】役員候補者名簿（様式例）

役職	氏名	理事の資格要件※該当するものに○			監事の資格要件		欠格事項等	特殊関係	．．
		社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	事業区域における福祉に関する実情に通じている者	施設の管理者	社会福祉事業について識見を有する者	財務管理について識見を有する者			
理事	練馬 太郎	○					無	有	
理事	．． ．．		○				無	有	
理事	．． ．．			○			無	無	
理事	．． ．．			○			無	無	
理事	．． ．．		○				無	無	
理事	．． ．．	○					無	無	
監事	．． ．．				○		無	無	
監事	．． ．．					○	無	無	

職業、経歴、etc...

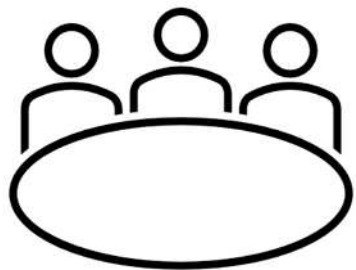


評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められていない。

4 法人

✿ POINT

評議員会の招集は理事会決議後に通知する。



日時および
場所等



- ・開催日
- ・開催時間
- ・開催場所
- ・議題
- ・議案





評議員会の1週間（中7日）前までに評議員に通知がなされていない。

3 法人

✿ POINT

1. 中7日の数え間違いにご注意を！

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	招集通知	①	②	③	④	⑤
8	9	10	11	12	13	14
⑥	⑦	評議員会				

招集通知日と
評議員会の日を
除いて7日必要

2. 理事会と評議員会の間が中7日確保できない場合は、 招集手続きの省略を検討する。



【参考】評議員会の招集手続きの省略の手順

(議事録記載例)

「事務局より、本評議員会は、評議員全員の同意により招集手続きを省略して開催すること※並びに本日欠席の〇〇評議員からは招集手続きの省略に係る同意書が提出されていることが報告された。」

※欠席者がいる場合

STEP 1

- 評議員会の開催について理事会で決議する。
※省略は不可



理事会決議

省略の同意を得る

- 電話等で招集手続き省略の同意と出欠確認を行う。
- 欠席予定者に同意書の様式を送付し提出してもらう。



STEP 2

STEP 3

- 会議で招集手続きの省略により開催したことを報告する。
- 必要に応じ、出席者に同意書を徴取する。



評議員会を開催

記録を作成・保管

- 議事録に記載し、議事録署名人の記名押印をもらう。
- 徴取した同意書を保管する。



STEP 4



欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。

3 法人

POINT

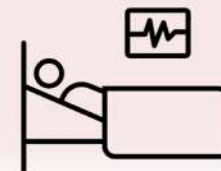
1. 欠席が継続している評議員がいないか確認する。

(評議員として不適当であると判断する基準)

- ①原則として、「前年度から当該年度までの間における評議員会（※１）」をすべて欠席している者
- ②監査時点で、（※１）が１回しかない場合は、直近２回の評議員会を欠席している者

(やむを得ない欠席理由)

- ・自然災害
- ・本人の病気・けが（一時的・突発的なもの）
- ・その他法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると所轄庁が認めたとき



2. 特定の評議員の欠席が継続しないよう、日程調整を行う。





評議員会における監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。

3 法人

POINT

理事会を欠席する監事から、
監事選任案に対する同意書を事前に徴取しておく。



【参考】

- ・ 監事の選任案について監事の過半数の同意が必要。
- ・ 同意は、各監事ごとの同意書や監事の連名の同意書を徴取する他、出席した監事は、議事録への署名または記名押印のみでも差し支えない。





支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。

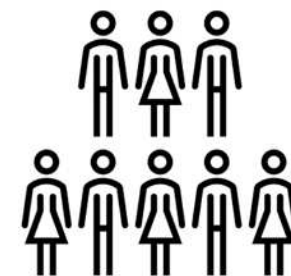
3 法人

POINT

1. 報酬等の支給基準に根拠があるかご確認ください。
2. 報酬等の支給基準の対象者をご確認ください。

(例)

- ・ 役員候補者 ≠ 基準上の役員
- ・ 常勤役員 ≠ 職員兼務役員



説明内容

1 運営・管理の主な指摘事項とポイント

2 会計の主な指摘事項とポイント



経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。

7 法人

POINT

1. 固定資産の除却は、経理規程の規定に従い、理事長または理事会の承認を得てください。
2. 固定資産の現在高報告を行ってください。

現在高報告とは、

毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高および使用中のものについて、使用状況を調査・確認し、報告すること。



【参考】固定資産現在高報告書の様式例

固定資産現在高報告書
(令和〇年 3月31日現在)

理事長	会計責任者	固定資産管理責任者

報告日 〇月〇日

No	種類	名称	所在地	現物照合チェック欄 (当てはまるものに○)						備考
				照合		使用状況		修繕の要否		
1	器具および備品	ノートPC	1F事務室	有	無	使用中	未使用	要	否	
2	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	
3	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	
4	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	
5	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	
6	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	
..	//	〇〇		有	無	使用中	未使用	要	否	



附属明細書について計算書類の金額と一致していない。

5 法人

POINT

附属明細書は、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければなりません。



補助金事業等収益明細書、積立金・積立資産明細書
にご注意ください！



補助金事業等収益明細書

別紙 3 (③)

補助金事業等収益明細書					
交付団体及び 交付の 目的	区分	交付金 額	補助金 事業に 係る利 用者か らの収 益	交付金 額等合 計	交付金額等合 計の拠点区分 ごとの内訳
					A拠点
	介 事 業 護				
区分小計					①②の合計
	利 息				
区分小計					
	施 設				
区分小計				①②の 合計	①②の合計

明細書と
計算書類の
同色箇所
(合計額)が
整合する。

事業活動計算書

第二号第一様式

事業活動計算書				当年度決算
勘定科目				
の 外 ス サ 部 増 活 減 動 ビ	収 益	借入金利息補助金収益		
の 特 部 別 増 減	収 益	施設整備等補助金収益		①
		設備資金借入金元本償 還補助金収益		②

法人単位

第二号第四様式

A拠点事業活動計算書					当年度決算
勘定科目					
増 減 の 部	サ ー ビ ス 活 動	収 益	介護保険事業収益		
			その他の事業収益		
			補助金事業収益（公費）		①
			補助金事業収益（一般）		②
部 減 外 活 ビ の 増 動 ス		収 益	借入金利息補助金収益		
の 増 特 部 減 別		収 益	施設整備等補助金収益		①
			設備資金借入金元本償還補助金収益		②

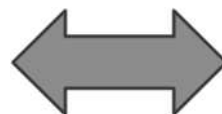
拠点単位

積立金・積立資産明細書

別紙 3 (12) 積立金・積立資産明細書					
拠点区分 A拠点					
区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
〇〇積立金					
計					

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
〇〇積立資産					
退職給付積立資産					退職給付引当金に対応
計					

明細書と
計算書類の
同色箇所が
整合する。



計算書類

第二号第四様式 A拠点 資金収支計算書			
勘定科目			当年度決算
収入	収入	積立資産取崩収入	
支出	支出	積立資産支出	

第二号第四様式 A拠点 事業活動計算書			
勘定科目			当年度決算
収益	収益	その他の積立金取崩額 (15)	
その他の積立金積立額 (16)			

第三号第四様式 A拠点 貸借対照表					
資産の部			負債の部		
	当年度末	前年度末		当年度末	前年度末
固定資産			純資産の部		
その他の固定資産			その他の積立金		
〇〇積立資産			〇〇積立金		



経理規程の内容が法令又は通知に反する。

3 法人

POINT

経理規程に、注記事項

15「合併および事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加してください。

〇〇法人経理規程

(注記事項)

第〇条

..

(15)合併および事業の譲渡
若しくは事業の譲受け

厚生労働省令
「社会福祉法人会計基準」
令和3年4月1日改正





契約等が適正に行われていない。

5 法人

POINT

- ・随意契約について、
複数見積もりを取る。
- ・契約書を作成する。

つぎの動画をご確認ください。

<https://~~~~~>



ご視聴いただき、ありがとうございました。

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北 6 -12- 1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】5984－1318 （直通）

【メール】TIIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp